

【機密性1情報】  
警察庁丙組組企発第132号  
財国第768号  
令和2年3月23日

国土交通省土地・建設産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長 野村 護

財務省国際局長 岡村健司

**令和2年2月21日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について**

今般、令和2年2月19日から21日までに開催されたFATF(Financial Action Task Force)全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明(別添)が採択された。同声明は、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)及びイランについて、加盟国に対し、両国より生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するために、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)に関し、引き続き、対抗措置を適用することを要請し、イランに関し、対抗措置の一時停止を解除し、再度、対抗措置を適用することを要請している。

上記声明について、所管する特定事業者に対して周知するとともに、引き続き、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務の履行の徹底が図られるよう、要請方よろしくお取り計らい願いたい。